

平成23年8月11日

株 主 各 位

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

タクトホーム株式会社

代表取締役社長 山 本 重 穂

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年3月の東日本大震災により、被災されました株主の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年8月25日（木曜日）午後6時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年8月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都西東京市東伏見三丁目6番19号
本社 2階大会議室
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第28期（平成22年6月1日から平成23年5月31日まで）事業報告並びに計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<http://www.tacthome.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。
- ◎当日の会場内では、当社役員及び従業員は軽装(カービズ)にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

## 事業報告

(平成22年6月1日から  
平成23年5月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、中国を中心とした新興国向けの輸出の増加や政府の景気刺激策等を背景に、企業業績の改善がみられましたが、急激な為替変動や資源価格の高騰等に加え、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災の影響もあり、景気の先行きは不透明な状況にあります。

当不動産業界においては、住宅ローン減税・フラット35Sの金利優遇等の政策支援が下支えとなり、実需層の動きが活発化した結果、新設住宅着工戸数が増加する等概ね堅調に推移いたしました。

このような状況下において、当社では「より良いものを、より安く、より早く」の信念のもと、徹底した原価管理と品質向上に努め、良質な戸建分譲住宅を提供してまいりました。

また、営業面におきましては、新たな市場開拓を目指し、平成23年2月に大阪営業所(大阪府吹田市)を開設いたしました。

業績につきましては、引き続き採算性重視の営業戦略を重点施策として推進した結果、前事業年度以上に利益率が改善し、当社史上最高益を更新することができました。

この結果、当事業年度における売上高は、61,754百万円(前事業年度比32.0%増)となりました。営業利益は8,531百万円(同58.5%増)、経常利益は8,439百万円(同58.1%増)、当期純利益は4,839百万円(同54.3%増)となりました。

なお、事業部門別の状況については、当事業年度も本業である戸建住宅を中心とした戸建分譲事業に経営資源を集中した結果、戸建分譲事業の売上高は61,539百万円(前事業年度比31.9%増)で売上高構成比99.7%、その他事業の売上高は215百万円(同71.2%増)で売上高構成比0.3%となっております。

○セグメント別売上高

| セグメントの名称   | 第28期<br>(平成22年6月1日から 平成23年5月31日まで) |              |               |
|------------|------------------------------------|--------------|---------------|
|            | 件 数                                | 金 額<br>(百万円) | 前事業年度比<br>(%) |
| 1. 戸建分譲    |                                    |              |               |
| (1) 建売分譲   | 1,870                              | 57,366       | 28.0          |
| (2) 宅地分譲   | 98                                 | 3,932        | 140.4         |
| (3) 請負工事   | 22                                 | 239          | 9.3           |
| 小 計        | 1,990                              | 61,539       | 31.9          |
| 2. マンション分譲 | —                                  | —            | —             |
| 3. その他     |                                    |              |               |
| (1) 賃貸     | —                                  | 4            | 7.4           |
| (2) その他    | —                                  | 210          | 73.4          |
| 小 計        | —                                  | 215          | 71.2          |
| 合 計        | 1,990                              | 61,754       | 32.0          |

○戸建分譲事業（建売分譲及び宅地分譲）の地域別販売実績は、次のとおりであります。

| 地 域  | 件 数   | 金 額<br>(百万円) | 前事業年度比<br>(%) |
|------|-------|--------------|---------------|
| 東京都  | 494   | 19,984       | 16.9          |
| 埼玉県  | 512   | 14,254       | 32.0          |
| 神奈川県 | 323   | 10,896       | 64.8          |
| 千葉県  | 435   | 11,057       | 51.2          |
| 愛知県  | 110   | 2,801        | △13.1         |
| 宮城県  | 94    | 2,304        | 65.6          |
| 合計   | 1,968 | 61,299       | 32.0          |

(注) 1. 件数欄については、建売分譲及び宅地分譲の棟数及び区画数を表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

**(2) 設備投資の状況**

当事業年度において実施いたしました主な設備投資は、大宮営業所用地の購入133百万円であります。

**(3) 資金調達の状況**

当社の主な資金需要は、商品土地の仕入資金であり、金融機関からの借入により調達しております。運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関7行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の当座貸越極度額は18,750百万円であり、借入実行残高は4,741百万円となっております。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分**の状況

該当事項はありません。

### (8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                       | 第25期<br>(平成20年5月期) | 第26期<br>(平成21年5月期) | 第27期<br>(平成22年5月期) | 第28期<br>(平成23年5月期) |
|-------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売 上 高 (百万円)                               | 64,923             | 58,269             | 46,784             | 61,754             |
| 経常利益又は<br>経 常 損 失 (百万円)<br>( △ )          | 2,068              | △37                | 5,338              | 8,439              |
| 当期純利益又<br>は当期純損失 (百万円)<br>( △ )           | 1,056              | △215               | 3,135              | 4,839              |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損 失 ( △ ) (円) | 4,393.54           | △915.46            | 13,438.79          | 20,245.47          |
| 総 資 産 (百万円)                               | 39,385             | 27,330             | 28,834             | 39,016             |
| 純 資 産 (百万円)                               | 14,319             | 13,212             | 16,962             | 20,669             |
| 1株当たり純資産額 (円)                             | 59,565.66          | 57,389.52          | 70,558.79          | 87,325.95          |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数(自己株式を除く)に基づき算出、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。

### (9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (10) 対処すべき課題

我が国経済は、東日本大震災と原発事故の影響により、企業の経済活動の低下や個人消費の抑制を招く等、当面厳しい環境を余儀なくされるものと思われまます。

このような見通しのもと、当社は本業である一戸建て住宅を中心とした戸建分譲事業によるしっかりとした利益体質を維持するために、次の課題に取り組んでまいります。

### ① 機動的なエリア・店舗戦略

今後も安定かつ継続して魅力のある戸建住宅を提供していくために、潜在的需要が見込める首都圏エリアを中心とした店舗展開を行うとともに、地元不動産業者と十分な連携が保てるよう地域密着型の店舗運営を推進してまいります。また、地方都市部においては、需要動向に対応した店舗展開を行ってまいります。

### ② グループ力の強化

効率かつ利益確保の観点から昨年6月に主に解体及び造成工事を行う株式会社ソリド・ワン並びにオプション工事等の受注を担うティーア라운드株式会社を設立しました。当社のコストダウンへの寄与又は収益機会の確保等相応の効果が認められることから、更なる事業規模の拡大によりグループ企業間のシナジーを最大限に発揮しグループ力全体の強化に努めてまいります。

### ③ 人材育成

当社事業を遂行する上では様々な法的規制をクリアしなければなりません。定期的な研修の実施等により社員各自のレベルアップを図るとともに、コンプライアンスの徹底も図ってまいります。また、事業規模に見合った適正な人員配置、即戦力及び新卒者の積極的な採用等経営資源の有効かつ効率的な活用を目指してまいります。

## (11) 主要な事業内容（平成23年5月31日現在）

- ① 分譲住宅の設計、施工及び販売事業
- ② 建設工事の設計及び施工事業
- ③ 不動産の賃貸事業
- ④ 損害保険代理店業務



(12) 主要な営業所（平成23年5月31日現在）

本店：東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

支社：（名古屋）愛知県名古屋市西区枇杷島

支店：（浦和）埼玉県さいたま市南区辻

営業所：（竹ノ塚）東京都足立区伊興

（横浜）神奈川県横浜市中区山田町

（成増）東京都板橋区成増

（松戸）千葉県松戸市本町

（大宮）埼玉県さいたま市大宮区下町

（調布）東京都調布市小島町

（藤沢）神奈川県藤沢市南藤沢

（立川）東京都立川市錦町

（亀有）東京都葛飾区亀有

（市川）千葉県市川市市川

（所沢）埼玉県所沢市北秋津

（川口）埼玉県川口市戸塚鉾町

（鶴見）神奈川県横浜市鶴見区佃野町

（蕨）埼玉県蕨市塚越

（多摩）東京都小平市大沼町

（柏）千葉県柏市柏

（船堀）東京都江戸川区松江

（ふじみ野）埼玉県ふじみ野市西

（町田）神奈川県相模原市南区上鶴間本町

（西船橋）千葉県船橋市本郷町

（大府）愛知県大府市吉田町

（仙台南）宮城県仙台市太白区鹿野

（下井草）東京都杉並区下井草

（鎌ヶ谷）千葉県鎌ヶ谷市右京塚

（つきみ野）神奈川県大和市つきみ野

（大阪）大阪府吹田市江坂町

(13) 従業員の状況（平成23年5月31日現在）

| 区 分    | 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|--------|---------|--------|---------|--------|
| 男 性    | 276名    | 25名増   | 35.5歳   | 4.7年   |
| 女 性    | 64名     | 6名増    | 34.2歳   | 4.0年   |
| 合計又は平均 | 340名    | 31名増   | 35.2歳   | 4.6年   |

(注) 従業員数は就業人員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への派遣社員を含んでおります。

(14) 主要な借入先の状況（平成23年5月31日現在）

| 借 入 先                 | 借入金残高 |
|-----------------------|-------|
|                       | 百万円   |
| (株) 三 井 住 友 銀 行       | 2,730 |
| (株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 2,189 |
| (株) 商 工 組 合 中 央 金 庫   | 1,712 |
| (株) 千 葉 銀 行           | 1,239 |
| (株) 横 浜 銀 行           | 1,185 |
| (株) 八 十 二 銀 行         | 836   |
| 信 金 中 央 金 庫           | 651   |
| (株) み ず ほ 銀 行         | 550   |

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成23年5月31日現在）

- |              |          |
|--------------|----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 432,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 240,400株 |
| (3) 株主数      | 6,864名   |
| (4) 大株主の状況   |          |

| 株 主 名                                            | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------|----------|---------|
| 山 本 商 事 株 式 会 社                                  | 61,500 株 | 25.98 % |
| 飯 田 和 美                                          | 30,800   | 13.01   |
| 有 限 会 社 一 商 事                                    | 16,800   | 7.09    |
| 山 本 重 穂                                          | 12,000   | 5.06    |
| 有 限 会 社 K . フ ォ レ ス ト                            | 9,500    | 4.01    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社<br>( 信 託 口 ) | 6,185    | 2.61    |
| 株 式 会 社 飯 田 産 業                                  | 5,151    | 2.17    |
| 森 和 彦                                            | 5,000    | 2.11    |
| 田 中 敏 子                                          | 4,200    | 1.77    |
| タ ク ト ホ ー ム 従 業 員 持 株 会                          | 3,064    | 1.29    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,708株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式(3,708株)を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成23年5月31日現在）

| 地 位     | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                              |
|---------|-------|-----------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 山本重穂  | 住宅新興事業協同組合専務理事<br>株式会社ソリド・ワン代表取締役会長<br>ティーア라운드株式会社代表取締役会長 |
| 取締役副社長  | 中辻満壽雄 | 管理本部長（兼）経営管理部長                                            |
| 専務取締役   | 小寺一裕  | 営業本部長（兼）営業企画部長<br>（兼）営業推進部長                               |
| 常務取締役   | 守敏男   | 生産本部長（兼）生産管理部長                                            |
| 取締役     | 江波戸健  | 事業推進本部長（兼）事業推進部長<br>ティーア라운드株式会社代表取締役社長                    |
| 常勤監査役   | 土谷茂   | －                                                         |
| 監査役     | 栗本牧哉  | 有限会社共和税経総合事務所取締役<br>栗本公認会計士事務所代表<br>公認会計士                 |
| 監査役     | 小山鉄也  | 有限会社共和税経総合事務所取締役<br>小山公認会計士事務所代表<br>公認会計士                 |

- (注) 1. 常勤監査役 土谷茂、監査役 栗本牧哉、監査役 小山鉄也の各氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 栗本牧哉氏及び監査役 小山鉄也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、常勤監査役 土谷茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                       | 支 給 人 員<br>( 名 ) | 支 給 額<br>( 百 万 円 ) |
|---------------------------|------------------|--------------------|
| 取 締 役                     | 5                | 233                |
| 監 査 役<br>( うち 社 外 監 査 役 ) | 3<br>(3)         | 9<br>(9)           |
| 合 計                       | 8                | 242                |

- (注) 1. 平成14年8月27日開催の第19期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額30百万円以内と決議いただいております。
2. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額17百万円(取締役5名に対し17百万円)。
  - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額35百万円(取締役5名に対し35百万円、監査役1名に対し0百万円(うち社外監査役1名に対し0百万円))。
3. 報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地 位   | 氏 名     | 兼 職 する 法 人 等                | 兼 職 の 内 容      |
|-------|---------|-----------------------------|----------------|
| 監 査 役 | 栗 本 牧 哉 | 有限会社共和税経総合事務所<br>栗本公認会計士事務所 | 取 締 役 表<br>代 表 |
| 監 査 役 | 小 山 鉄 也 | 有限会社共和税経総合事務所<br>小山公認会計士事務所 | 取 締 役 表<br>代 表 |

(注) 当社と有限会社共和税経総合事務所、栗本公認会計士事務所、小山公認会計士事務所との間に重要な取引関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

##### ・取締役会及び監査役会への出席状況

|            | 取締役会 (22回開催) |       | 監査役会 (12回開催) |        |
|------------|--------------|-------|--------------|--------|
|            | 出席回数         | 出席率   | 出席回数         | 出席率    |
| 常勤監査役 土谷 茂 | 21           | 95.5% | 12           | 100.0% |
| 監査役 栗本 牧哉  | 14           | 63.6  | 12           | 100.0  |
| 監査役 小山 鉄也  | 14           | 63.6  | 12           | 100.0  |

##### ・取締役会及び監査役会における発言状況

常勤監査役 土谷 茂氏は、取締役会及び監査役会において、その経験や人格・見識から事業内容や議案について質問・発言されております。

監査役 栗本 牧哉氏は、取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から質問・発言を行っております。

監査役 小山 鉄也氏は、取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から質問・発言を行っております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                 | 支 払 額 |
|---------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等           | 39百万円 |
| ②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 43百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分することができないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等にかかる助言業務」を委託し対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めております。

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、社是並びに経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者及び全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- ② 全社のコンプライアンスを推進するためコンプライアンス委員会及びコンプライアンス責任者会議を設置し、経営管理部担当取締役をその統括責任者とする。
- ③ コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに是正措置及び再発防止措置を講ずる。
- ④ 監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑤ 「内部通報者保護規程」に基づく使用人等からの通報等の窓口を経営管理部内に設置し、これにより組織的・個人的な法令違反行為・不当行為・不正行為等の早期発見と是正に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 経営管理部担当取締役を職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する統括責任者とする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、同規程に基づき整理・保存する。
- ③ 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。



- ④ 「文書管理規程」他関連規程は、必要に応じ適宜見直し改善を図るものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、役員及び使用人のリスク管理に対する意識の向上を図るとともに、効果的なリスクの把握とそのコントロールに努める。
- ② 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理に関する取組みの企画・立案・調整及び推進を目的としてリスク管理委員会及びリスク管理責任者会議を設置し、経営管理部担当取締役をその統括責任者とする。
- ③ 経営管理部担当取締役は、各部門担当取締役とともに、カテゴリごとのリスクを体系的に管理し、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門ごとのリスク管理体制を確立する。
- ④ 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状態を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、取締役会が定める「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、所管する各部門の業務を執行する。
- ② 取締役会は、中期経営計画及び年次経営計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各取締役の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗状況を定期的に取締役会で報告させる。
- ③ 各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。
- ④ 経営管理部担当取締役を統括責任者とし、各部門の施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

### (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。

- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (6) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、全体会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を法令及び「監査役会規程」並びに「監査役業務規程」等社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
- ② 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び全体会議等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。
- ③ 「監査役会規程」及び「監査役業務規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- (7) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社は、財務報告の信頼性確保及び金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。
- (8) **反社会的勢力排除に向けた体制及び整備**
- 当社は、反社会的勢力排除に向け、「市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、一切関係を持たず、毅然とした

態度で対応する。」旨を基本方針とする。万が一、当社がこのような団体・個人から不当要求等を受けた場合には、経営管理部を対応統括部署とし、事案により関係部門と協議し対応するとともに、警察等関係機関とも連携する等組織的に対応する。

---

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

## 貸借対照表

(平成23年5月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部        |               | 負 債 の 部            |               |
|----------------|---------------|--------------------|---------------|
| 科 目            | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
| <b>I 流動資産</b>  | <b>33,869</b> | <b>I 流動負債</b>      | <b>17,260</b> |
| 現金及び預金         | 3,879         | 営業未払金              | 3,029         |
| 販売用不動産         | 3,994         | 短期借入金              | 10,363        |
| 仕掛販売用不動産       | 22,721        | 1年内返済予定の長期借入金      | 470           |
| 未成工事支出金        | 2,452         | 未払金                | 266           |
| 前渡金            | 312           | 未払費用               | 184           |
| 前払費用           | 52            | 未払法人税等             | 2,296         |
| 繰延税金資産         | 286           | 前受金                | 232           |
| その他            | 170           | 預り金                | 73            |
| <b>II 固定資産</b> | <b>5,146</b>  | 賞与引当金              | 272           |
| 1. 有形固定資産      | 4,037         | 役員賞与引当金            | 17            |
| 建物             | 2,039         | 災害損失引当金            | 40            |
| 工具器具備品         | 160           | その他                | 14            |
| 土地             | 2,406         | <b>II 固定負債</b>     | <b>1,086</b>  |
| 建設仮勘定          | 1             | 長期借入金              | 259           |
| 減価償却累計額        | △570          | 退職給付引当金            | 234           |
| 2. 無形固定資産      | 174           | 役員退職慰労引当金          | 257           |
| ソフトウェア         | 172           | 保証工事引当金            | 300           |
| 電話加入権          | 2             | その他                | 33            |
| 3. 投資その他の資産    | 934           | <b>負債合計</b>        | <b>18,346</b> |
| 投資有価証券         | 439           | <b>純資産の部</b>       |               |
| 関係会社株式         | 55            | <b>I 株主資本</b>      |               |
| 関係会社出資金        | 102           | 1. 資本金             | 1,429         |
| 長期前払費用         | 3             | 2. 資本剰余金           |               |
| 繰延税金資産         | 210           | (1) 資本準備金          | 1,493         |
| その他            | 124           | (2) その他資本剰余金       | 444           |
| <b>資産合計</b>    | <b>39,016</b> | 資本剰余金合計            | 1,937         |
|                |               | 3. 利益剰余金           |               |
|                |               | (1) 利益準備金          | 41            |
|                |               | (2) その他利益剰余金       | 17,525        |
|                |               | 繰越利益剰余金            | 17,525        |
|                |               | 利益剰余金合計            | 17,566        |
|                |               | 4. 自己株式            | △234          |
|                |               | 株主資本合計             | 20,698        |
|                |               | <b>II 評価・換算差額等</b> |               |
|                |               | その他有価証券評価差額金       | △29           |
|                |               | 評価・換算差額等合計         | △29           |
|                |               | <b>純資産合計</b>       | <b>20,669</b> |
|                |               | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>39,016</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成22年 6月1日から  
平成23年 5月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                                   | 金      | 額      |
|---------------------------------------|--------|--------|
| I 売 上 高                               |        |        |
| 不 動 産 販 売 高                           | 61,299 |        |
| 請 負 工 事 収 入                           | 239    |        |
| 賃 貸 収 入                               | 4      |        |
| そ の 他 の 不 動 産 収 入                     | 210    | 61,754 |
| II 売 上 原 価                            |        |        |
| 不 動 産 販 売 原 価                         | 48,434 |        |
| 請 負 工 事 原 価                           | 185    |        |
| 賃 貸 原 価                               | 0      | 48,620 |
| 売 上 総 利 益                             |        | 13,134 |
| III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費               |        | 4,603  |
| 営 業 利 益                               |        | 8,531  |
| IV 営 業 外 収 益                          |        |        |
| 受 取 利 息                               | 6      |        |
| 受 取 配 当 金                             | 6      |        |
| 安 全 協 力 会 収 受 金                       | 63     |        |
| 雑 収 入                                 | 41     | 117    |
| V 営 業 外 費 用                           |        |        |
| 支 払 利 息                               | 188    |        |
| 雑 損 失                                 | 20     | 208    |
| 経 常 利 益                               |        | 8,439  |
| VI 特 別 利 益                            |        |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益                     | 2      | 2      |
| VII 特 別 損 失                           |        |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損                     | 55     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損                         | 3      |        |
| 資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額 | 6      |        |
| ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損                     | 32     |        |
| 災 害 に よ る 損 失                         | 96     | 193    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益                       |        | 8,248  |
| 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税                 | 3,429  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額                         | △20    | 3,409  |
| 当 期 純 利 益                             |        | 4,839  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成22年6月1日から  
平成23年5月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                    |                  |           |                    |                  |                  | 自 株<br>己 式<br>株 主 資 本<br>合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|--------------------|------------------|-----------|--------------------|------------------|------------------|------------------------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                    |                  | 利 益 剰 余 金 |                    |                  | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |                              |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |                  |                              |
| 前 期 末 残 高               | 1,429   | 1,493     | 444                | 1,937            | 41        | 13,573             | 13,614           | -                | 16,981                       |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                    |                  |           |                    |                  |                  |                              |
| 剰余金の配当                  |         |           |                    |                  |           | △528               | △528             |                  | △528                         |
| 当期純利益                   |         |           |                    |                  |           | 4,839              | 4,839            |                  | 4,839                        |
| 剰余金の配当<br>(中間配当額)       |         |           |                    |                  |           | △358               | △358             |                  | △358                         |
| 自己株式の取得                 |         |           |                    |                  |           |                    |                  | △234             | △234                         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |                    |                  |           |                    |                  |                  |                              |
| 当期変動額合計                 | -       | -         | -                  | -                | -         | 3,952              | 3,952            | △234             | 3,717                        |
| 当 期 末 残 高               | 1,429   | 1,493     | 444                | 1,937            | 41        | 17,525             | 17,566           | △234             | 20,698                       |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                     | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------|---------------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 前 期 末 残 高               | △18             | △18                 | 16,962    |
| 当 期 変 動 額               |                 |                     |           |
| 剰余金の配当                  |                 |                     | △528      |
| 当期純利益                   |                 |                     | 4,839     |
| 剰余金の配当<br>(中間配当額)       |                 |                     | △358      |
| 自己株式の取得                 |                 |                     | △234      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △10             | △10                 | △10       |
| 当期変動額合計                 | △10             | △10                 | 3,707     |
| 当 期 末 残 高               | △29             | △29                 | 20,669    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

: 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

・ 時価のあるもの : 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・ 時価のないもの : 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金 :

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 : 定率法によっております。但し、平成10年4月1日 (リース資産を除く) 以降に取得した建物 (建物附属設備は除く。) については定額法によっております。

なお、主な耐用年数については次のとおりであります。

建物 11～50年

工具器具備品 3～20年

無形固定資産 : 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

#### リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (5) 保証工事引当金

保証工事に係る費用に備えるため、過去の実績を基礎として算出した見積額を対象物件の販売時に計上しております。

#### (6) 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の撤去費用及び原状回復費用等に備えるため、翌事業年度に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。

### 4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、固定資産に係るものは投資その他の資産の「その他」に計上し5年間で均等償却を行っており、それ以外は発生年度の期間費用としております。



## 5. 重要な会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は僅少であります。

(貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|          |           |
|----------|-----------|
| 販売用不動産   | 663百万円    |
| 仕掛販売用不動産 | 11,038百万円 |
| 建物       | 1,112百万円  |
| 土地       | 1,354百万円  |
| 計        | 14,168百万円 |

#### (2) 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 9,656百万円  |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 290百万円    |
| 長期借入金         | 259百万円    |
| 計             | 10,206百万円 |

上記以外に土地893百万円及び建物367百万円については、銀行取引に係る根抵当権(極度額4,000百万円)が設定されております。

### 2. 土地仕入資金の効率的な調達を目的として、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 18,750百万円 |
| 借入実行残高  | 4,741百万円  |
| 差引      | 14,008百万円 |

### 3. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債務 | 1,051百万円 |
|--------|----------|

#### 4. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

|            |        |
|------------|--------|
| 株式会社ソリド・ワン | 100百万円 |
|------------|--------|

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高 営業取引以外の取引高 22百万円

2. 災害による損失の内訳については、次のとおりであります。

東日本大震災による災害損失

|         |       |
|---------|-------|
| 固定資産滅失損 | 54百万円 |
|---------|-------|

|         |       |
|---------|-------|
| 原状回復費用等 | 40百万円 |
|---------|-------|

---

|    |       |
|----|-------|
| 合計 | 96百万円 |
|----|-------|

なお、原状回復費用等には災害損失引当金繰入額40百万円が含まれております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 240,400       | —             | —             | 240,400       |

2. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | —             | 3,708         | —             | 3,708         |

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

①平成22年8月24日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 528百万円     |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 2,200円     |
| 基準日      | 平成22年5月31日 |
| 効力発生日    | 平成22年8月25日 |

②平成23年1月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

|          |             |
|----------|-------------|
| 配当金の総額   | 358百万円      |
| 配当の原資    | 利益剰余金       |
| 1株当たり配当額 | 1,500円      |
| 基準日      | 平成22年11月30日 |
| 効力発生日    | 平成23年2月7日   |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成23年8月26日開催予定の第28期定時株主総会に次のとおり付議いたします。

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 591百万円     |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 2,500円     |
| 基準日      | 平成23年5月31日 |
| 効力発生日    | 平成23年8月29日 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|           |         |
|-----------|---------|
| 繰延税金資産    |         |
| 未払事業税     | 169百万円  |
| 賞与引当金     | 102百万円  |
| 退職給付引当金   | 93百万円   |
| 役員退職慰労引当金 | 104百万円  |
| 保証工事引当金   | 122百万円  |
| その他       | 70百万円   |
| 繰延税金資産小計  | 663百万円  |
| 評価性引当額    | △160百万円 |
| 繰延税金資産合計  | 502百万円  |
| <br>      |         |
| 繰延税金負債    |         |
| 前払労働保険料   | △2百万円   |
| その他       | △2百万円   |
| 繰延税金負債合計  | △5百万円   |
| 繰延税金資産の純額 | 496百万円  |

(リースにより使用する固定資産に関する注記)  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月31日以前のリース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|        | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|--------|---------|------------|---------|
| 工具器具備品 | 3百万円    | 2百万円       | 0百万円    |
| 合計     | 3百万円    | 2百万円       | 0百万円    |

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

|     |      |
|-----|------|
| 1年内 | 0百万円 |
| 1年超 | 0百万円 |
| 合計  | 1百万円 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

|          |      |
|----------|------|
| 支払リース料   | 0百万円 |
| 減価償却費相当額 | 0百万円 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、その必要性の有無によるものの、投機的な取引は行わない方針です。

### (2) 金融商品の内容及びリスク

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。  
営業債務である営業未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内に支払期日が到来するものであります。  
短期借入金は主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                       | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------------------|-------------------|----------|----------|
| (1) 現金及び預金            | 3,879             | 3,879    | —        |
| (2) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 369               | 369      | —        |
| 資産計                   | 4,249             | 4,249    | —        |
| (1) 営業未払金             | 3,029             | 3,029    | —        |
| (2) 短期借入金             | 10,363            | 10,363   | —        |
| (3) 未払法人税等            | 2,296             | 2,296    | —        |
| 負債計                   | 15,688            | 15,688   | —        |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項  
資産

### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

### 負債

#### (1) 営業未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 貸借対照表計上額（百万円） |
|-------|---------------|
| 非上場株式 | 69            |
| 合計    | 69            |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

## 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|                                     | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年<br>以内<br>(百万円) | 5年超10年<br>以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-------------------------------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金                              | 3,879         | —                    | —                     | —             |
| 投資有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの<br>信託社債 | —             | —                    | —                     | 249           |
| 合計                                  | 3,879         | —                    | —                     | 249           |

### (関連当事者との取引に関する注記)

#### (1) 子会社等

| 種類   | 会社等の名称    | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容及しは職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係    | 取引の内容    | 取引額<br>(百万円) | 科目    | 期末高<br>(百万円) |
|------|-----------|-------------------|------------|-----------------------|--------------|----------|--------------|-------|--------------|
| 関連会社 | 住宅振興事業(協) | 306               | 金融事業       | (所有) 直接 33.3          | 資金の借入<br>兼役員 | 借入利息の支払  | 22           | 前払費用  | 0            |
|      |           |                   |            |                       |              | 転貸手数料の支払 | 1            | 未払費用  | 0            |
|      |           |                   |            |                       |              | 資金の借入    | 2,840        | 短期借入金 | 1,051        |

(注) 資金の借入については、利率は市場金利等を勘案して合理的に決定しており、返済条件は期間1年未満、一括返済としております。



## (2) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は職業         | 議決権等の<br>所有割合<br>(%) | 当<br>事<br>者<br>の<br>関<br>連<br>性 | 取<br>引<br>の<br>内<br>容 | 取<br>引<br>金<br>額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|----|------------|-----|-------------------|-----------------------|----------------------|---------------------------------|-----------------------|---------------------------|----|---------------|
| 役員 | 江波戸健       | —   | —                 | 当<br>取<br>締<br>社<br>役 | (被所有)接<br>直 0.4      | 当<br>取<br>締<br>社<br>役           | 不<br>動<br>産<br>売<br>買 | 63                        | —  | —             |

- (注) 1. 取引金額は消費税等を含んでおりません。  
 2. 不動産販売につきましては、第三者との取引における場合と同等の条件によっております。

## (1株当たり情報に関する注記)

|            |            |
|------------|------------|
| 1株当たり純資産額  | 87,325円95銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 20,245円47銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

平成23年7月5日開催の当社取締役会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権による報酬等の額及びその具体的内容についての議案を平成23年8月26日開催予定の当社第28期定時株主総会に付議することを決議いたしました。その概要は以下に記載のとおりであります。

## 議案の内容

### 1. 報酬等の額

当社取締役の報酬額は、平成14年8月27日開催の当社第19期定時株主総会において、年額300百万円以内（但し、使用人分給与は含みません）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、前述の取締役の報酬額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間の年額100百万円を上限として設定いたします。

### 2. 当社取締役に対するストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容

#### ①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数は、取締役について総数5,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下付与株式数という）は1株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役に交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記②の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

- ②新株予約権の総数  
取締役に対して割り当てる新株予約権の総数5,000個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。
- ③新株予約権の払込金額  
新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を割り当てる日の翌日から3年を経過した日から20年以内の範囲で、取締役会において定める。
- ⑥譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
- ⑦新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、当社取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成23年7月22日

タクトホーム株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 戸 田 彰 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北 澄 裕 和 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タクトホーム株式会社の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年 7月29日

タクトホーム株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 土 谷 茂 ㊟

社 外 監 査 役 栗 本 牧 哉 ㊟

社 外 監 査 役 小 山 鉄 也 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。このような方針のもと当期の期末配当等については、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金2,500円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は591,730,000円となります。  
また、当期では1株につき1,500円の間配当金を既にお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき4,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成23年8月29日といたしたく存じます。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役栗本牧哉、小山鉄也の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                  | 所有する<br>当社の株式<br>数 |
|-----------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | 栗本牧哉<br>(昭和27年12月17日生) | 昭和50年10月 アーサーヤング会計事務所入所<br>平成元年7月 栗本公認会計士事務所開設 代表(現任)<br>平成13年5月 当社監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈫共和税経総合事務所 取締役 | —                  |
| 2         | 小山鉄也<br>(昭和32年8月8日生)   | 昭和61年10月 公認会計士登録<br>平成2年10月 小山公認会計士事務所開設 代表(現任)<br>平成15年8月 当社監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈫共和税経総合事務所 取締役       | —                  |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 栗本牧哉、小山鉄也の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者とした理由  
栗本牧哉、小山鉄也の両氏につきましては、公認会計士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。当社の監査役就任期間は本総会の終結の時をもって、栗本牧哉氏については10年3ヵ月、小山鉄也氏については8年であります。
4. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、定款第32条において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨を定めております。これにより、当社は、社外監査役候補者である栗本牧哉、小山鉄也の両氏と当該責任限定契約を締結しております。  
両氏の選任につきご承認いただきました場合には、上記責任限定契約を継続する予定であります。



### 第3号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社取締役の報酬額は、平成14年8月27日開催の当社第19期定時株主総会において、年額300百万円以内（但し、使用人分給与は含みません）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、取締役の株価上昇及び業績向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、後記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を取締役について年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は5名であります。

当社取締役に対するストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容

#### ①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数は、取締役について総数5,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約

権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下付与株式数という）は1株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役に交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記②の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

#### ②新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数5,000個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

#### ③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

#### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### ⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から3年を経過した日から20年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

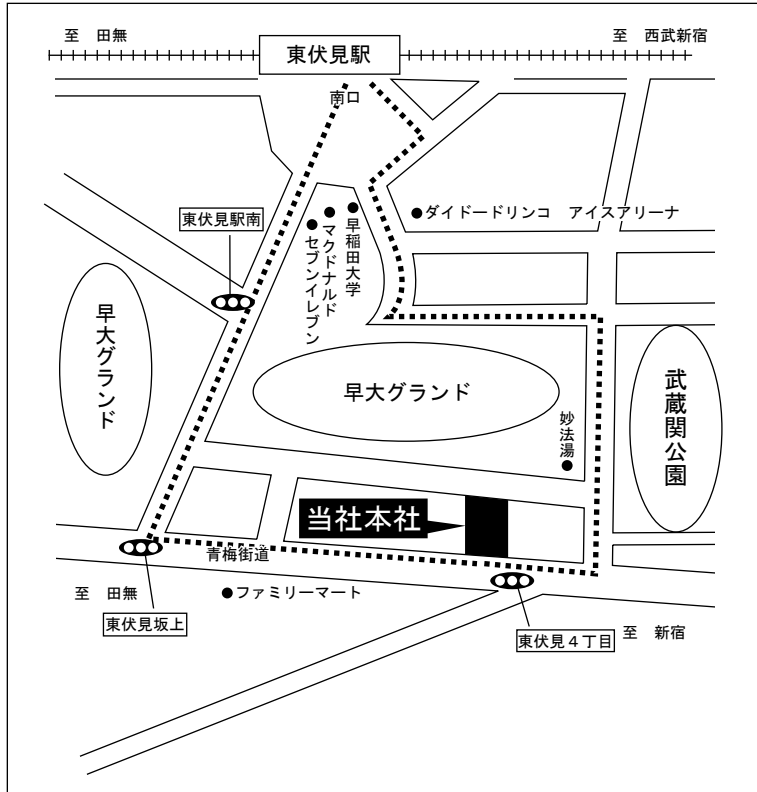
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

本社 2階大会議室

TEL 042-464-8788



交通 ○西武新宿線「東伏見駅」南口 徒歩約10分

※駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。